

# 令和3年度 町政懇談会質疑応答

## Q1 財政収入を増やすための取り組み

**A1** 平成20年度より、茨城租税債権管理機構へ加入し、高額滞納事案等の移管だけではなく、現在まで職員2名を、それぞれ2年間ずつ、昨年4月より1名を2年間の予定で派遣し滞納処分技術の習得に努めております。  
また、当機構の研修会にも参加し、職員の滞納処分技術の向上を図っております。  
今後も、滞納整理業務の技術向上に力を入れ、財源の確保に努めてまいります。 【税務課】

歳入を増やす手段といたしまして町では「ふるさと納税」に力を入れております。全国的には畜産物や海産物の人気が高いことから当町においては厳しい状況となっておりますが、そのような中でも、町内で新規の返礼品開拓を進めており、年々寄付額は増加傾向となっております。  
また、返礼品の調達費用につきましては、結果的に町内事業者の活性化につながりますので、今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。 【財政課】

**Q2** 町内で自動車整備工場を経営しております。役場にて、ご使用になるお車の代替又は増車を見ていますと車両本体の購入は町以外から購入されているのではと思っております。仮に価格的に町外業者さんが安いので有ればやむを得ないと思いますが。車両のメンテナンスについては町内に正規整備工場が有りますので、リースメンテナンスの下請けではなく、（メンテ付きリースではなく、ファイナンスリースに出来ないか？）  
◎リースメンテナンス料金は一般の半値以下である事をご存じですか？私たちの町が繁栄する様に考えて下さい。

**A2** 現在役場で管理している一般使用目的の公用車につきましては、基本的にリースにて対応しております。リース費用の関係上、町へ指名参加の届け出をされている業者の中で入札を行い発注しております。現在、該当する業者は町外業者のみとなっております。（町内に「委託・車両リース」届け出業者なし）  
また、軽自動車につきましては、一部購入対応としておりますが、その際にも指名参加の届け出をされている業者に対し業者指名を行っております。（町内に「物品・車両」届け出業者あり）

次ページへ続く

リース車両以外の公用車の車検整備等につきましては、消防団車両も含めて町内業者へお願いしており、前述のリース案件以外につきましては、出来るだけ町内業者の方へ配慮している旨ご理解ください。【財政課】

Q3

この度、町長はじめ議員の報酬アップを議会に提出された事に一言申し上げます。

そもそも町長は4年前の立候補時に、町長の報酬は半分が良い、後の半分は町に寄付をすると言う公約で初当選しながら、その公約も1年数か月で反故にし、今度は世の中全般がコロナ禍で悩まされ、全世界が恐怖に晒され、終息方向とはいえ、第6波が懸念される中、またしても利根町が過疎地域である事を忘れ、高々人口が16,000人位の処で常識に考えても報酬アップは出来るものではないだろう。今後更なる人口減が予想されるなか、副町長を誕生させるとの事、先輩町長が作らなかった事を、貴殿は壊すつもりですか？

益々人件費が嵩むのみです。町はそんなに財政豊かでしょうか？

克つては財政破綻が懸念され、北海道夕張市の二の前か？等と懸念され行財政改革を行い今日が在るのを忘れてはならない。国より過疎債を頂いても借金は返さなければなりません。先日の町長選で、この報酬アップを提案したら確実に町長は落選したでしょう。よって私は反対です。

A3

町長はじめ議員の報酬アップについては、昨年12月定例議会でもご説明しておりますが、平成28年の特別職報酬等審議会からの答申が議会で審議されずにいた案件を、12月定例議会で審議していただきました。

副町長におきましては、「副町長を置かない条例」を平成19年に制定した時の理由が、「利根町集中改革プラン」で平成21年度までは助役（副町長）を欠員とする。であったが現在の計画からは副町長を欠員とする記載が削除されており、副町長を置かないとする根拠がないため、まずは、置ける状況に戻す目的で廃止したものです。【総務課】

町の財政状況につきましては、令和3年10月号の「広報とね」でお知らせしております。

その中で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき財政の健全性に関する比率をお知らせしております。利根町におきましては、全ての指標におきまして黒字または早期健全化基準以下の値となっており、将来の財政運営に支障が出る状況ではございません。

また、過疎債については元利償還金の7割が普通交付税に算入されますが、3割分については町の負担となることから、将来の負担が大きくなるよう、対象とする事業を精査して借入れを行っております。

【財政課】

Q 4

2012年に利根町は水道事業を県南水道企業団に統合したことから、町民からは水道事業がほとんど見えなくなっている。

今年4月から水道料金の23%値上げが決定し、その先4年後の11%の値上げが予定されている。私たちにとって水はいのちの源であるから、値上げを拒絶して水を飲まないわけにはいかない。だからこれだけの値上げについて水道事業者から本当に丁寧な説明があつてしかるべきである。

しかし、町の代表として企業団の副企業長としての町長や、水道議会の議員である町議会議員は値上げについての十分な審議が求められるのに、記録からは全くその動きは窺えない。

企業団は「企業団の運営状況について」や「水道料金改定のお知らせ」を配布して、3市1町の住民向けに龍ヶ崎の事業所でたった1日説明会を実施しただけ。参加も30名程度。これでは住民に寄り添った水道事業とは到底言えない。利根町の住民への十二分な説明があつてしかるべきである。町民に対して値上げが必要な背景や今後の事業の見通し、とりわけ利根配水場をはじめとした町内の配水設備や送水管の更新や大規模災害に備え耐震化などについて、町民へ説明し理解を求めるのが当然ではないか。早急に説明会の実施を求める。

水道事業について生活環境課が町民の声の受け皿となり、町民の目線で水道企業団との懸け橋となつて積極的に機能することを強く希望する。

A 4

水道料金の改定について、茨城県南水道企業団より次のような回答を頂きました。

水道料金の改定につきましては、一般利用者、事業者、学識経験者等、様々な立場を代表する方々にご参加いただいた水道運営審議会において、慎重に議論を重ねた結果提出された答申書を参考に、その意見が反映されたものとなっております。

審議会開催から料金改定案上程に至るまでの、水道利用者の皆様への広報につきましては、これまで、当企業団のホームページや構成団体の広報紙、検針時のリーフレット配布など、様々な手法を用いて答申の内容や企業団の現状の周知を行っており、住民説明会につきましても、当初予定していた開催回数を増設し、希望する方全員にご参加いただき、質疑応答の場においては、いただいたご質問に対して丁寧に答えしてまいりました。

また、管理者である構成市町の首長や水道議員の審議という点につきましては、正副企業長会議や水道議員全員協議会といった場において、企業団の現状、今後の見通し、水道運営審議会の答申等について複数回ご説明をしており、また、水道議員に限ることなく、町民の代表である町議会議員の皆様に対しましても、同様のご説明をしてまいりました。

料金改定案が企業団議会で承認されるまでの広報につきましては、以上の取り組みを行ってまいりましたが、承認後におきましては、すべての利用者の

次ページへつづく

皆様に対して、リーフレットにより周知をおこなっており、また、改定直前である3月の検針時につきましても、再度のお知らせを予定しております。検針時にリーフレットを配布することは、利用者の皆様に情報をお届けするという点では1番確実な方法であり、それに対するお問い合わせがありましたら、その都度ご説明さしあげたうえで、ご理解をいただけるよう努めてまいります。今後につきましても、引き続きホームページ等において、当企業団に関する様々な情報、特に企業団の現状や今後の見通しなどについて周知をおこなってまいりますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いたします。  
【生活環境課】

Q5

利根町近隣にお住まいの皆様から“陸の孤島化した利根町”という評価（評判）をいただいている現状があるのは皆様周知の通りです。一体何故このような状況が長年続いているのでしょうか？ どうして？ 今後、何年の歳月をかけて、これまでの長すぎる低迷期間を盛り返して行くのか？ 行けるのか？（チャレンジ！）立て直せるのか？ これまでの方針のままでは、更に過疎が進行し財政悪化、人口流出したままの状況からの脱却は大変厳しいままです。他の自治体にはない“利根町ならではの！”の基本的な貴重な遺産、財産を生かした政策により人口減少傾向

から現状維持（地域連携を活用した）をする為の施策は？

※例：縦割り行政の是正、町政運営の改革、予算配分使途の再検証等。その他税収アップ施策・人口流入施策

A5

当町では、「子育て支援」、「教育環境」、「定住促進」などの具体的な施策に特化した計画である、「第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定しております。この総合戦略は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としており、6つの基本目標を掲げて、「利根町に住みたい、利根町で子育てしたい」と実感できるまちづくりを推進しております。総合戦略の6つの基本目標としては、子育て世代をターゲットにした「基本目標1 とことん子育て応援」と「基本目標2 学力と心を育む」のプロジェクト、さらに居住環境を向上させる「基本目標3 健康・福祉で安心」、「基本目標5 働くを応援する」、「基本目標6 地域で生活を守る」のプロジェクト、この5つのプロジェクトを向上させることで、町の魅力をアピールし、まちへの来訪・移住など外からの人の流れを作る「基本目標4 住むなら利根」プロジェクトがあります。これら6つのプロジェクトを推進することで、人口減少の緩和を実現することを目指しております。  
【政策企画課】

**Q6** 利根町のめざす農業像について聞きます。  
町は長年基盤整備事業を行い、今も西部地域で町民が眼を見張るほどの大がかりな工事を行っています。町は基盤整備事業が完了すれば利根町の農業問題は解消するようなことを言っていますが、とても気がかりに思っております。既に工事済みのところでも農地としての活性化が見られていない。農家数も販売農家数も大きく減少している。加工用米・飼料用米の作付面積だけ増大し、田んぼの景観が荒れている。新たな新規就農者の確保に向けての施策がない。

このような状況の中で、町として基幹産業である農業の今後のめざす姿をお聞かせ願いたい。

**A6** 基盤整備事業は多くの農家が望んでいる事業であり、水田単作地帯である利根町の農業の発展のためには、経営規模の拡大や農作業の効率化、担い手の育成などが重要であり、遊休農地の解消にも、基盤整備事業は有効な手段と考えております。

基盤整備事業が完了した地域では、離農した場合でも、農地の借り手が安易に見つかり、担い手への集積も進み、大規模経営による、主食用米と加工用米や飼料用米の複合作付けも行われており、主食用米の生産調整にも大きく寄与しております。

今後も、西部地区のほか、南部地区の基盤整備事業の推進と併せて、園芸作物等の栽培意向農業者にも積極的に支援してまいります。  
【農業政策課】

**Q7** 町道103号線を延伸する計画が進められているが中止して欲しい。理由は以下の通りである。町の考えを伺いたい。

①大平地区は湿地帯を含め大切な利根町の自然遺産であり、道路延伸による道路大工事は自然破壊になるのではないかと。

②通勤・通学が便利になるというが、利用者調査はしているのか。バスの便数を増やせば良いのではないかと。

③早尾台、羽根野台が車の通り道となり交通災害も懸念されメリットよりデメリットの方が大きい。

④買い物が便利になるというが消費人口を考えると買い物バス等を出すことにより問題は解消するのではないかと。

⑤ただでさえ、太陽光発電設備の乱用開発により利根町の美しい自然が壊されており、これ以上の自然破壊は許さない。町は大切な自然と歴史を守ることが大切と考えるのか。それとも開発を優先するのか。

**A7** 早尾台からもえぎ野台を結ぶ町道103号線の延伸整備につきましては、過疎代行業業として茨城県が事業主体となり実施されております。現在、環境影響基礎調査等を実施し、環境に配慮した形で事業が進められております。町といたしましても、幹線道路の整備は、大切な道路ネットワークの形成に寄与するものと考えております。  
【建設課】

Q8

小学校統合問題について、下記の理由からいったん白紙に戻し再検討すべきではないか。

(1) この2年間、住民はコロナ対策に翻弄され小学校問題を考える余裕もなく、その状態は今も続いている。

(2) 当初の予測では文小は令和6年より複式学級が避けられない見通しだったが、令和元年度第1回利根町教育総合会議議事録によれば、転入などから1学年1学級が見込まれるとのことであり、令和5年より統合開始の根拠が崩れている。

(3) 平成30年の検討委員会では、適正規模・適正配置から1校に統合することを決めているが、平成27年の文科省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」最終ページによれば、

1. 学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する
2. 地域の総力を挙げ、創意工夫を生かして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する

等の選択があることを示しているが、検討委員会では2の小規模校として存続する面からの検討は全くなされていない。これは明らかに片手落ちであり、至急この点からの検討を行い、その上で統合か小規模校として存続するかを総合的に判断すべきではないか。

以上の理由から、現在の統合決定を白紙に戻し、もう一度再検討すべきと考える。

A8

(1) 新型コロナウイルス感染症の収束は、未だ先を見通すことが難しく、児童や児童保護者の方をはじめとした住民の皆様にはご心配やご不安を抱えられる方も数多くいらっしゃると思います。

2年以上続く現在のコロナ禍にあって、その間、住民の皆様が小学校問題を考える余裕もないのご指摘でございますが、このような状況にあっても、子ども達のより良い教育環境実現の為には、現在のコロナ禍に対応しながら小学校の統合を進めていく必要があると考えております。

今後も、住民の皆様のご理解をいただけるよう、丁寧に説明を行い、また、児童の安心・安全に配慮しながら、停滞することなく統合を進めてまいります。

(2) ご指摘のとおり、令和元年度第1回総合教育会議の時点の見込みでは、文小学校は1学年1学級を維持できる見込みとなっておりましたが、これは、予測し難い「転入」という要因により児童数が増加したものであり、町内の児童数が年々減少しているという根本的な課題に大きな変化はなく、また、今後児童が転出等をする可能性も考慮すれば、平成30年1月に設立した「利根町小中学校適正規模適正配置等調査検討委員会」において議論した検討内容や答申を尊重し、町内小学校の統合という基本方針を引き続き維持していく必要があると考えます。

次ページへつづく

(3) 利根町小中学校適正配置等調査検討委員会では、小規模校として存続する面からの検討は全く行われていない、というご指摘でございますが、当時の議事録を見ると、町の適正規模、適正配置について、ゼロから検討がスタートしております。

その中で、統合するにしても、3校を存続させることがいつ頃まで可能なのか、「本当に統合しなければいけない」というのは何年先か、といったような委員の意見や、地域的な拠点ということを考えれば、維持できるところまで3校を残した方が良いのではないかと、といった意見も出ております。

また、3校を存続させた場合、2校に統合した場合、そして1校に統合した場合と、それぞれについてしっかりと教育面、財政面などについて、メリット・デメリットを出して議論されております。

3校のまま存続すれば、文小学校在令和6年には複式学級となってしまう点や、2校に統合すれば、またすぐに数年以内に適正な規模が維持できなくなってしまう、短い期間で適正規模・適正配置について再度議論しなくてはならなくなる点、そして統合のリミットが、文小学校在複式学級となる前年度の令和5年度である点などについて言及されております。

そして、学校のもつ地域のコミュニティとしての性格から残したいという委員の意見もありましたが、やはり子ども達のためには、人間関係の問題の課題解決という点や、ある程度の集団の中で社会性を養ったりする上で、リミットとされる令和5年度ま

でに統合することが望ましいという結論に至っていることがわかります。

そのような議論の中で、小規模であることのメリットやデメリットにも言及しており、仮に3校を存続させるという選択がなされたならば、その次のステップとして小規模校として存続させる具体的な方法、例えば小規模特認校ということについて議論がされていたのかと考えます。

おっしゃるとおり、適正規模・適正配置の検討を開始した当時は、小規模校として存続するという可能性もあったと考えますが、調査検討委員会での答申や、その後に行われた保護者及び教職員のアンケート結果、統合基本方針案のパブリックコメントの結果などを踏まえて、町的意思決定として、最終的に1校に統合するという決定に至ったと認識しております。

文科省の手引によれば、より良い教育環境の構築のために決定された、いずれの選択も尊重されるべきものでございます。町としては、より良い統合とするために必要な準備を進めてまいります。

【学校教育課】

Q9

小学校統合問題で検討委員会の答申を受けて、適正配置等調査委員会が利根町小学校統合基本方針（案）をベースに令和2年の1月末から3月上旬に行ったパブリックコメントに対する質問です。

9名の住民から40件の質問・意見・要望があったと議事録に記載されています。

令和2年3月19日に開催された令和元年度第3回総合教育会議の議事録を拝見しました。住民からの意見等の中で特に目立ったのは、

- ・基本方針（案）策定の段階で地域住民代表の参加が重要である
- ・小学校統合計画は地域住民みんなで考えるべき 他地域住民とのあり方に対する意見が多々あったと認識しています。

そこで、この総合教育会議で提出された40件の意見等で基本方針決定に際し、40件のうち反映された件数が何件あったか又、意見の多くにあった地域住民とのあり方についてこの総合教育会議で町長を始め教育長からどのような意見がでたのかなどについて説明を求めます。議事録を見る限り単に事務方からの報告で終わった印象があり、色々な所でパブリックコメントを実施したとのコメントが出ていますが住民から意見の採用はほぼゼロに等しいと思いたすが。

A9

「利根町小学校統合基本方針（案）」に対するパブリックコメントの実施結果につきましては、利根町教育委員会のホームページにおいて実施結果を公表しております。

その中で、40件あったご意見のうち、基本方針の文言を修正したものは2件でございます。また、文言の修正にかかわらず、提出されたご意見を踏まえた検討を行う旨の回答したものや、ご意見に沿って統合事業を実施する旨の回答をしたもの、基本方針にご意見のあった内容がすでに含まれているものが半数以上ございました。町といたしましては、できる限り住民の皆様の声を踏まえた前向きな統合を進めてまいります。

また、利根町総合教育会議において、町長をはじめ教育長からどのような意見が出たのかなどについてですが、総合教育会議では、町内小学校の適正規模・適正配置という観点から、教育を行うための諸条件の整備を行うため、地方公共団体の長と教育委員会という2つの執行機関が協議及び調整を行いました。

総合教育会議を開催するにあたっては、事前に執行機関の事務担当者同士での調整や打合せ、教育委員会事務局から町長への説明、また町長及び教育長との事務打合せ等を経て開催されており、総合教育会議の議事録に記述されているものが協議及び検討のすべてではありません。また、町長及び教育長並びに町長部局の各課長及び教育委員会の各課長が毎月事務打合せを行っており、その中で統合事務の進捗状況についても随時報告等を行っております。

町といたしましては、今後も次世代を担う子ども達により良い教育環境を整備し提供していくために、町長部局と教育委員会がしっかりと連携して小学校の統合を進めてまいります。  
【学校教育課】